

新たに給付金の受給対象となる方へ

令和2年度 年金生活者支援給付金の請求手続きが必要です

問 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-05-1165
佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191
福祉課 保険年金係 ☎92-7934

令和元年10月から、年金生活者支援給付金制度が始まりました。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

▽対象となる方（次の要件をすべて満たしている方）

○老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が住民税非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約462万円以下

▽請求手続き

給付金を受給するためには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

※令和元年度に給付金を受給されていて、引き続き支給要件を満たす場合、翌年以降の請求手続きは原則不要です。

①新たに年金生活者支援給付金の受給対象となる方

日本年金機構から、10月中旬頃から順次、請求可能な旨をお知らせする通知が送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、日本年金機構に提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをしてください。

▽日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問い合わせください。

ご確認ください！

固定資産現所有者申告書について

問 税務課 固定資産税係 ☎92-7918

▽制度の概要

固定資産の所有者が死亡した場合、相続登記を行うまではその相続人全員が現所有者となり、全員の住所、氏名等の申告が必要となりました。

※今まで相続人の代表となっていた方が死亡した場合も、同様に申告が必要です。

※令和2年6月12日以降に現所有者であることを知った方について適用されます。

▽申告方法

税務課固定資産税係に「固定資産現所有者申告書」を提出してください。

※申告書様式は税務課固定資産税係にあります。ホームページからもダウンロードできます。

▽申告期限 現所有者であると知った日の翌日から3か月を経過した日まで